

# 熊本市建設工事施工計画型総合評価一般競争入札試行要領

制定 令和6年12月27日 公告第899号

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、入札参加者の企業及び配置予定技術者の施工実績等並びに品質及び安全の確保及び向上、施工上の課題並びに配慮すべき事項等に関する施工計画の提案に対する評価（以下「技術評価」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する施工計画型総合評価一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の試行に関して、熊本市一般競争入札実施要領（平成19年告示第230号。以下「実施要領」という。）、熊本市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する実施要領（平成17年告示第316号。以下「情報公表要領」という。）及び熊本市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準（平成16年告示第567号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、実施要領2(1)に該当する一般競争入札の対象工事のうち、技術的な工夫の余地が大きいと認められ、入札参加者の技術的能力と入札価格とを総合的に評価することが妥当と判断されるものであって、実施要領3(1)に規定する入札後審査方式により入札手続きを行うものとする。

(総合評価審査会等)

第3条 総合評価方式の実施に関し、次の各号に掲げる事項を審査するため、総合評価審査会（以下「審査会」という。）を置くものとする。

- (1) 落札者決定基準
  - (2) 技術評価の決定（施工計画の提案に係るものに限る。）
- 2 審査会の委員は、熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和41年訓令第5号。以下「審査会訓令」という。）第1条に規定する熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会の委員をもって充てるものとする。
  - 3 審査会の組織、会議及び庶務については、審査会訓令第3条から第5条の規定を準用するものとする。
  - 4 審査会に、技術評価に係る審査を補助させるため、作業部会を置くものとする。
  - 5 作業部会は、施工担当課、技術管理課及び工事契約課の職員のうちからそれぞれ所属の長が指定した者をもって構成するものとする。ただし、当該所属の長が必要と認める場合は、その他の所属の者を構成員とすることができるものとする。
  - 6 作業部会は、技術評価のために必要と認める場合は、入札参加者のヒアリングを行うことができるものとする。
  - 7 作業部会の庶務は、工事契約課が所管するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 前条第1項第1号の審査を行うに当たっては、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならないものとし、入札参加者の企業及び配置予定技術者の施工実績等については、あらかじめ一括して意見を聴くことができるものとする。

2 前項の規定による意見の聴取においては、併せて、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

3 前2項の意見聴取は、工事契約課が行うものとする。

(総合評価の方法)

第5条 市長は、総合評価方式により建設工事の請負契約を締結しようとする場合は、当該契約の内容に適合した履行の確実性が低下する数値的判断基準として第4項に規定する履行確実性評価価格を設定するものとし、総合評価は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める式により求めた評価値をもって行うものとする。

(1) 入札価格が、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を除いた履行確実性評価価格以上の場合

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

(2) 入札価格が、消費税等相当額を除いた履行確実性評価価格未満の場合

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \left( \text{消費税等相当額を除いた履行確実性評価価格} + \left( \text{消費税等相当額を除いた履行確実性評価価格} - \text{入札価格} \right) \right)$$

2 前項の技術評価点は、すべての入札参加者に対して等しく与えられた点数（以下「標準点」という。）に、技術評価における評価項目ごとの得点の合計点（以下「加算点」という。）を加えた点数とする。

3 標準点は75点とし、加算点は25点を基準とするものとする。

4 履行確実性評価価格は、次項の規定により算出した履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。

5 履行確実性評価基準額は、次の各号に掲げる額の合計に消費税等相当額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

6 前項に定める履行確実性評価基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円に満たない額を切り捨てた額をもって行うものとする。

7 第5項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(技術評価の基準)

第6条 技術評価の基準は、次に従い定めることとする。

(1) 評価項目は、工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(入札公告等に示す事項)

第7条 総合評価方式を実施する場合には、公告で次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 総合評価方式による入札であること。

(2) 技術資料（次条第2項に規定する技術資料をいう。以下同じ。）及び施工計画提案書の提出の期

間、場所及び方法

- (3) 総合評価の方法、技術評価の基準及び落札者の決定方法
- (4) 要求水準を設定する場合には、その内容に関する事項
- (5) 技術評価の評価項目及び配点に関する事項
- (6) 総合評価に関する審査結果の公表に関する事項
- (7) 落札者として決定されなかった者に対する理由の説明に関する事項
- (8) 評価内容の担保に関する事項

2 前項に掲げるもののほか、公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 提出期限までに施工実績等得点申告書若しくは施工計画提案書が到達しなかった場合又は施工計画提案書が未記入の場合は、標準点を与えず0点とし、この場合において加算点が0点に満たないときは入札参加資格がないものとし、その者の行った入札は無効とすること。
- (2) 技術資料及び施工計画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- (3) 提出された技術資料及び施工計画提案書は、返却しないこと。
- (4) 提出された技術資料及び施工計画提案書は、技術評価以外に提出者に無断で使用しないこと。
- (5) 提出期限後における技術資料及び施工計画提案書の追加、差し替え及び再提出は認めないこと。
- (6) 技術資料及び施工計画提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。以下「市指名停止要綱」という。）に基づく指名停止その他の措置を行うことがあること。

（技術資料及び施工計画提案書の提出）

第8条 技術評価を行うため、実施要領4(1)キに規定する申請書等を提出する際に、併せて技術資料及び施工計画提案書を提出させるものとする。

2 前項に規定する技術資料は次のとおりとする。

- (1) 企業の評価に関する書類及び添付資料
- (2) 配置予定技術者の評価に関する書類及び添付資料
- (3) 施工実績等得点申告書（施工実績等に係る得点を申告したものをいう。）

3 実施要領5(2)オの規定に基づき、配置予定技術者を変更する場合、申請書等と併せて、変更後の技術資料（前項第2号及び第3号に限る。）を提出させるものとする。

（技術評価）

第9条 評価値は、入札参加者の提出した技術資料（前条第3項の規定により配置予定技術者に変更された場合にあつては、同項の規定により提出された変更後の技術資料）及び施工計画提案書に基づき算出するものとする。この場合において、施工実績等の評価については施工実績等得点申告書の合計欄に記載された得点をもって行うものとし、施工計画提案書の評価については全ての入札参加者が提出した施工計画提案書を審査して当該入札参加者の評価値を算出するものとする。ただし、入札参加者が入札書を電子入札システムで提出した場合において、電子入札システムで入力された得点と施工実績等得点申告書の合計欄に記載された得点が相違するときは、電子入札システムで入力された得点をもって行うものとし、配置予定技術者に変更された場合で、配置予定技術者に変更される前に電子入札システムで入札書が提出されたときは、変更後の施工実績等得点申告書の合計欄に記載された得点をもって行うものとする。

2 施工計画提案書については、審査会が学識経験者の意見を聴いて決定した評価の基準に基づき評価

するものとする。

- 3 前2項の規定により算出された評価値（以下「当初評価値」という。）が最も高い者（評価値の最も高い者が2者以上ある場合にあっては、技術評価点の最も高い者）について、前条第2項に基づき、施工実績等の再評価を行うものとする。
- 4 前項の規定による再評価後の評価値が当初評価値以上の場合にあっては当初評価値を、再評価後の評価値が当初評価値未満の場合にあっては再評価後の評価値を当該入札参加者の評価値として確定するものとする。
- 5 入札参加者の評価値（再評価を行った者にあっては、前項の規定により確定した評価値。以下「確定評価値」という。）のうち最も高い評価値（最も高い評価値が複数ある場合にあっては、技術評価点の最も高い評価値）が確定評価値となるまで、順次再評価を行うものとする。
- 6 前各項の規定により、評価値が最も高いと認められた者を最高評価値入札者とする。落札決定については、当該最高評価値入札者を落札候補者とし、実施要領13(2)から(5)までの規定を適用するものとする。この場合において、実施要領13(3)中「次に低い価格を提示した者」とあるのは、「新たに最高評価値入札者となった者」と読み替えるものとする。

（落札者の決定）

第10条 総合評価方式による入札においては、評価値の最も高い者（以下「最高評価値入札者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、最高評価値入札者が2者以上ある場合は、それらの者のうち技術評価点の最も高い者（以下「最高技術評価者」という。）を落札者とするものとし、最高技術評価者が2者以上ある場合は、電子入札システムの電子くじによる当選者を落札者とする。

（審査結果の公表）

第11条 この要領に基づく入札に関する情報の公表の方法及び期間については、次項の定めによるほか情報公表要領の例によるものとする。

2 次に掲げる事項については、落札者決定後公表するものとする。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称
- (2) 競争参加資格の有無に関する審査結果
- (3) 競争参加資格がないとした者については、その理由
- (4) 入札者の商号又は名称
- (5) 入札金額
- (6) 技術評価点及び評価値
- (7) 履行確実性評価価格（消費税等相当額を除いたものをいう。）

（落札者として決定されなかった者に対する理由の説明）

第12条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、市長に対して、書面（熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱（令和元年熊本市公告第117号。以下「苦情処理要綱」という。）に定める様式第1号による。）により落札者として決定されなかった理由についての説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に書面（苦情処理要綱に定める様式第2号による。）により回答するものとする。

(価格以外の評価内容の確保)

第13条 市長は、適正と認めた施工計画提案書に記載された内容を契約書に記載し、その履行の確保に努めるものとする。

2 施工計画提案書に記載した内容については、原則として設計図書及び請負代金額の変更を行わない。

3 設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関して、発注者が施工計画提案書を適正と認めた場合においては、受注者は、その部分の工事に関する責任を負うものとする。

4 技術評価における評価項目について、受注者の責により評価内容を履行できなかった場合、工事成績評定の減点対象とする。

(悪質な行為に対する措置)

第14条 市長は、技術資料及び施工計画提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該入札を無効とし、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、市指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことができるものとする。

(秘密の保持)

第15条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は原則として公表しないものとする。

2 施工計画提案書に記載された提案内容が一般に行われている状態となった場合は、他の本市発注工事において、受注者の同意を得ることなく無償で使用できるものとする。ただし、排他的権利を有する提案については、この限りではない。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公告の日から施行する。